

小国郷地域公共交通会議規約

(目的)

第1条 小国郷地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年度法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規程に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場143番地に置く。

(事業)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議の委員は、別表第1に掲げる団体等の代表者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、交通会議を代表し、その会議を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。但し、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会議)

第 7 条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議決方法は合意を原則とする。ただし、協議が調わないときは出席した委員の 3 分の 2 以上で決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められたときは、会議に諮り非公開とすることができる。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議に出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前 5 項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定めるものとする。

(可決議事の尊重義務)

第 8 条 交通会議の委員を構成する団体等は会議の可決議事を尊重しなければならない。

(幹事会)

第 9 条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第 10 条 第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 11 条 交通会議の義務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、南小国町総務課財政企画班に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 1 2 条 交通会議に係わる経費は、小国町及び南小国町からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第 1 3 条 交通会議の出納の監査は委員以外の者の中から会長が定めた監査委員 1 人に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 4 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第 1 5 条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 1 6 条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成 2 1 年 3 月 2 4 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

委 員		区 分	
		地域公共交通活性化及び再生に関する法律	道路運送法施行規則
南小国町	小国町	第 6 条第 2 項 第 1 号	第 9 条の 3 第 1 項 第 1 号
南小国町役場総務課長	小国町役場総務課長		
南小国町役場産業振興課長	小国町役場商工企業促進課長		
南小国町役場町民課長	小国町役場健康福祉課長		
南小国町教育委員会事務局長	小国町教育委員会事務局長		
産交バス(株)阿蘇営業所長		第 6 条第 2 項 第 2 号	第 9 条の 3 第 1 項 第 2 号
津埜運送(株)代表取締役社長			
三愛観光(株)代表取締役社長			
日田バス(株)営業課長			
玖珠観光バス(株)常務取締役			
(有)丸善タクシー			
(有)小国タクシー			
阿蘇地域振興局土木部維持管理課長			第 9 条の 3 第 2 項 第 1 号イ
南小国町大字地区長	小国町行政部長会会長	第 6 条第 2 項 第 3 号	第 9 条の 3 第 1 項 第 3 号
南小国町商工会会長	小国町商工会会長		
南小国町観光協会会長	小国町ツーリズム協会事務局長		
南小国町議会議長・副議長	小国町議会議長・副議長		
九州運輸局熊本運輸支局首席運輸企画専門官			
九州運輸局熊本運輸支局首席運輸企画専門官			
熊本県警察小国警察署長			第 9 条の 3 第 2 項 第 1 号ロ
熊本県地域振興部交通対策総室政策審議員			第 9 条の 3 第 2 項 第 2 号
阿蘇地域振興局総務部総務振興課長			
阿蘇地域振興デザインセンター事務局長			